

最近の管内情勢について

いわき労働基準監督署長 伊 藤 達 夫

会長をはじめ貴協会会員の皆様方には、日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

今年は例年になく酷暑のため、帽子から日傘に変えて通勤していますが、皆様のお手元にこの会報が届く9月の天候、気温はいかがでしょうか。9月末まではクールワークキャンペーン期間です。引き続き、しっかりと、熱中症予防対策に取り組みましょう。既にご承知かと思いますが、業種を問わず、WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業に従事する場合は、熱中症のおそれがある作業を見つけた場合の「報告体制の整備」、「実施手順の作成」と、それを「関係者へ周知」することが義務付けられております。改めて、ご確認、ご対応方、よろしくお願いいたします。

さて、暑い夏、福島県地方最低賃金審議会は労使双方最低賃金引き上げには合意しているものの、引上げ額を巡って熱い議論を交わしており、本原稿締切日までには結論が出ておりませんが、最低賃金の時間額1,000円超えは確実に視されております。

監督署では、労働時間相談・支援班員が中小企業に対し、働き方改革や労働条件の改善、賃金の引き上げ等への取り組みを支援しているところです。賃金の引き上げに向けては、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金などを情報提供しており、ぜひ改善に向けてはこれらの助成金のご活用をご検討いただければと思います。

次に、労働災害の発生状況ですが、当署管内における昨年、令和6年1月から12月までの1年間に発生した休業4日以上死傷者数は、365人、前年比で、3.7%の減少となりました。

労働災害防止につきましては、現在、令和5

年度を初年度とする「第14次労働災害防止計画」において、増加傾向となっている労働災害死傷者数を5年間、令和9年までに減少傾向に転じさせることを目標として取り組んでいるところです。第14次防初年度の令和5年は前年比10%減少、それに続き、昨年の減少は大いに評価できるものであります。

しかしながら、今年、令和7年1月～6月末までの半年の労働災害発生状況を見てみますと、休業4日以上死傷者数は、152人、前年同時期より7人の増加に転じているところです。今年度は、第14次防の中間の年、減少傾向に転じさせるとした目標達成には、今年度もより一層の対策、取り組みが必要であり、監督署としましては、各災害防止団体等とも連携して、転倒災害や墜落・転落災害の防止、高齢者等の災害防止対策等を着実に進めていくよう事業場に対する指導を行っております。

安全衛生に関しましては、5月8日の改正労働安全衛生法の成立により、高齢者の労働災害防止対策の努力義務化のほか、個人事業主を保護対象として位置づけること、ストレスチェックの全事業場への義務化など、来年4月から順次、施行される予定となっております。監督署では今後、改正法の円滑な施行に向けて、あらゆる機会を通じて周知を図ってまいります。また、引き続き、(一社)いわき労働基準協会のホームページ「労基署通信」に皆様のお役に立つ安全衛生に係る情報を掲載してまいりますので、ご活用下さい。

今年度においても、監督署では、労働条件の改善、安全衛生の確保、更に、労災補償の迅速かつ適切な事務処理と、職員一丸となって諸施策に取り組んでおりますので、引き続き、会員の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。